

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が 32週以上 で出生体重が 1,400g以上 、 または 在胎週数が 28週以上 で 所定の要件を満たす こと	在胎週数が 28週以上 であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ
(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター TEL:0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）